

第23号議案

島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

島根県公立大学法人評価委員会条例（平成18年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。